

京都市立高等学校

教育課程編成要領

令和元年 9 月

京都市教育委員会

目 次

序	京都市立高等学校の教育課程編成に係る基本姿勢	1
第 1	教育課程の編成にあたって	2
第 2	教育課程の内容に関する重点的事項	3
第 3	教育課程の編成に係る具体的基準等について	7
第 4	教育課程の編成に係る手続きについて	18
附則		19
[参考]	本編成要領が適用されるまでの間における移行措置	20

序 京都市立高等学校の教育課程編成に係る基本姿勢

京都は1200年を超える長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風を育みながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。幕末から明治にかけての混乱期、まちの衰退が危惧される中で「まちづくりは人づくりから」と、町衆が私財を投じ、明治2年に日本初の64校の地域制小学校(番組小学校)が設立された。

明治13年には、日本初の芸術学校、同19年には日本初の工業高校など、現在の本市立高等学校の前身となる各学校も、こうした市民の教育にかける理想と情熱によって創立された。以来、歴史と伝統を土台とし、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という本市教育理念の下、各学校が特色ある教育活動を展開し、常に進取の気性をもって変革に取り組み、今日に至るまで有為な人材を数多く輩出してきた。

21世紀を目前に控えた平成7年には「京都市立高等学校21世紀構想委員会」が設置され、新世紀を見据えた高等学校改革について検討が重ねられた。平成9年12月に提出された〈最終答申〉では、目指すべき高等学校像を「生徒の個性に応じた多様な教育活動の展開と、生徒の選択に応じうる弾性のある高等学校」と定めるとともに、「変化と多様化に対応し主体的に選択的に選択する力と、未来を切り拓くたくましい創造性と他者を尊重する豊かな人間性を育む教育」の展開が基本理念として示された。

この基本理念は、いつの時代にも通じる普遍的なものであり、これに基づく本市立高等学校の中核的な取組の一つが「探究」である。堀川高等学校が本市教育改革のパイロット校として取り組んだ「探究」の実践と成果は、他の市立高等学校をはじめ市立小・中学校にも波及し、やがて全国の学校現場に広まった。そして「探究」は、学習指導要領の今次改訂においても、「主体的・対話的で深い学び」や教科・科目等の内容として広く採り入れられるなど、欠かせない重要なキーワードの一つとなっている。

学習指導要領の今次改訂の趣旨は、「一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる」ことができるよう、各学校が「社会に開かれた教育課程」を実現することにある。これは前述の〈最終答申〉で示された主体性と他者尊重という本市立高等学校が大切にしてきた基本理念と響きあうものである。この理念を体現し、本市が充実させてきた「探究」を軸とすることで、各学校において、新時代を見据えた教育活動の更なる進化を図ることが可能になると考える。

なお、今次改訂は「何を学ぶか」に加え、「何ができるようになるか」を見据えて「どのように学ぶか」まで踏み込み、教育の構造転換を目指すものである。特に、高等学校学習指導要領は、高大接続改革の包括的な枠組みの議論の中で改訂されたこともあり、その改革の理念を教育課程の編成に反映する必要がある。

これまでも本市立高等学校は、それぞれに明確なスクール・アイデンティティを育み、特色ある学校像を具現化してきた。一方、今後も社会や地域の要請に応じ、不易と流行を照らし合わせながら、学校のあり方を見直す不断の改革は続いていく。今次改訂を契機とし、各学校が先人の理想と志を受け継ぐとともに、自由で先駆的な気風を存分に発揮し、次代をリードする大胆な変革を成し遂げることを確信し、京都市立高等学校教育課程編成要領(令和元年9月、以下「本編成要領」という。)を定める。

第1 教育課程の編成にあたって

学習指導要領は、教育基本法に定められた教育の目的等の実現を図るため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容等を示すものである¹。

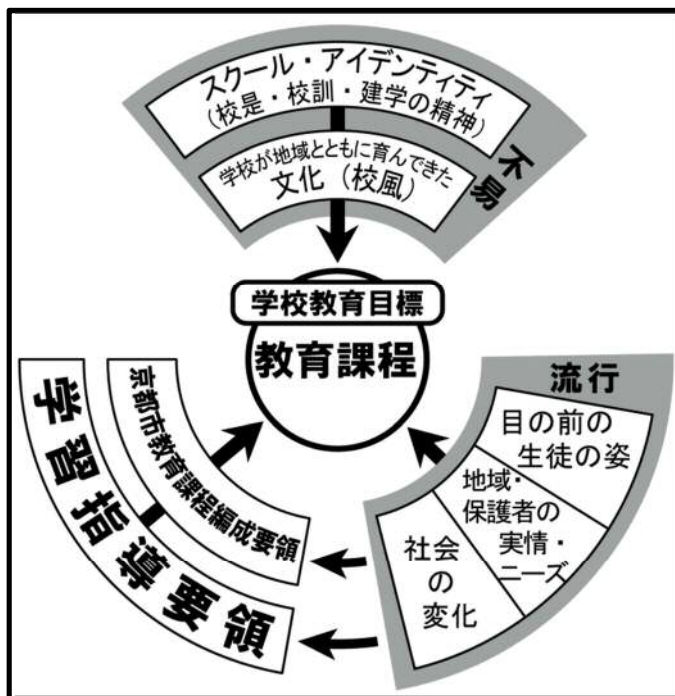
教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し、法令等に基づき教育課程について必要な事項を定めるものとされていることから（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号及び第33条第1項）、本市においては、本市立高等学校の管理運営に関する規則第9条にて、「校長は、（中略）教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする」としている。

本編成要領は、上記の法令等に準拠し、各学校が高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）に基づいて令和4年度から実施される新しい教育課程を円滑に編成・実施するために作成したものである。

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は学校である²。各学校では、学習指導要領及びその解説等も踏まえつつ、地域の実情や生徒の姿に即して教育課程を編成し、年間指導計画等を作成、実施する。

学習指導要領はおよそ10年ごとに改訂され、各学校が周期的に教育課程を見直す契機となっているが、今次改訂は高大接続改革と軌を一にした教育のパラダイム・シフトともいわれており、学校の在り方を今一度見直す絶好の機会である。

教育課程の編成においては、新旧の教科・科目等の一覧を対照し、配当を差し替える



作業もプロセスの一つではある。しかし、教育課程編成の核心は、自校の大切にしてきたスクール・アイデンティティを礎としつつ、極めて急速に移り変わる情勢を見極め、予測し難い将来の社会に向けて、生徒に育むべき資質・能力ベースで学校教育目標も含めて見直すことにある。

時代の状況や生徒の特性、社会の要請等は常に変化し続けている。不変と流行の間で学校教育目標や教育活動の不断の見直しを図ることは学校の本質的な使命であり、本編成要領をそのための一助として活用していただきたい。

¹ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）第1部第1章 p.3。

² 同資料第1部第4章 p.23。

第2 教育課程の内容に関する重点的事項

※ 本章は、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示，以下「学習指導要領」という。）に示された内容を抽出・再構成したものである。該当箇所を【 】内に示しているので，学習指導要領も合わせて参照すること。

はじめに【前文，総則第1款1，2】

これからの学校には，一人一人の生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが，各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令，学習指導要領，本編成要領に示すところに従い，生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，生徒の心身の発達の段階や特性等，課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の①から③までに掲げる事項の実現を図り，生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等を育むとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- ② 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ③ 学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

また，上記の①から③までに掲げる事項の実現に向け，次に掲げる6点に留意して教育課程を編成するものとする。

1 社会に開かれた教育課程の実現【前文】

教育課程を通して，これからの時代に求められる教育を実現していくためには，よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し，それぞれの学校において，必要な学習内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら，社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという，社会に開かれた教育課程を実現する。

2 育成を目指す資質・能力の三つの柱【総則第1款3】

学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら，教育活動の充実に努める。その際，生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力，判断力，表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力，人間性等を涵養すること。

3 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善【総則第3款1(1)】

各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等を發揮させたりして，学習の対象となる物事を捉え思考することにより，各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し，生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

4 カリキュラム・マネジメントの視点【総則第1款5，第2款2，第6款】

各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，次の側面を通して教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

(1) 生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

各学校においては，生徒や学校，地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し，言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力に加え，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成していくことができるよう，教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，他の高等学校や，他校種の各学校・園及び大学などとの間の連携や交流を図ることなどに配慮するものとする。

上記の(1)から(3)までに加え，教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

また、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意する。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

5 生徒の発達の支援【総則第5款】

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行う。

また、特別な配慮を必要とする生徒の指導については、次の(1)から(3)までに掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(3) 不登校生徒への配慮

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

6 道徳教育の推進【総則第7款1】

各学校においては、学習指導要領総則に示された道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮する。

第3 教育課程の編成に係る具体的基準等について

※ 本章は、学習指導要領「総則」に示された内容のうち、教育課程編成に関する部分を抽出・再構成したものと本市独自の内容で構成する。学習指導要領の該当箇所を【 】内に示しているので、学習指導要領も合わせて参照すること。本市独自の内容については、ゴシックで記載する。

1 教育課程の編成

各学校においては、学校教育目標に基づき、学科（普通科含む）ごとの目標、育てたい生徒像及び育成を目指す資質・能力を明確にした上で教育課程を編成するものとする。

(1) 卒業までに履修させる単位数等【総則第2款3(1)】

ア 卒業までに履修させる単位数等

各学校において、卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は74単位以上とする。単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

イ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、表1に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、表2に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

エ 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、表1及び表2に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校で定めるものとする。

オ 学校設定教科

(ア) 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、表1及び表2に掲げる教科以外の教科（以下

「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校で定めるものとする。

(イ) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- ㊦ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- ㊧ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ㊨ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

(2) 各教科・科目の履修等【総則第2款3(2)】

ア 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

(ア) 全ての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は表1に示されたとおりとし、その単位数は、表1に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

(イ) 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、表1に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。

なお、上記1(2)ア(イ)について、本市では総合的な探究の時間を、学校の教育活動の根幹として、全校で「主体的・対話的で深い学び」を推進し、生徒の成長に応じて探究を充実させる観点から、以下のとおり取り扱うこととする。

- (ア) 3単位を卒業までの週当たりの授業時数の中に位置付けることとし、弾力的な単位時間の運用(「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編」参照)は、それに加えて設定するものとする
- (イ) 4単位以上の設置や入学年次から卒業年次までの配当を積極的に検討する
- (ウ) 複数の学科・コースを併置する学校においても、総合的な探究の時間の学習活動、指導方法、学習の評価、指導体制等を学校単位で設定することなどを積極的に検討する

(ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、アのほか次のとおりとする。

(ア) 専門学科においては、専門教科・科目（表2に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

(ウ) 工業に関する学科においては、総合的な探究の時間の履修により、工業科の「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

なお、上記1(2)イ(ウ)について、本市では以下のとおり取り扱うこととする。

「総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合」とは、以下の要件を全て満たす場合とする。

- (ア) 横断的、総合的な学習を行う観点から、工業の見方・考え方のみならず、他教科等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせる場面を確保する
- (イ) 自己の在り方生き方を考える時間を確保する
- (ウ) 実社会や実生活と自己とのかかわりから問いを見だし、課題を立てる
- (エ) 新たな価値を創造する態度を養う

(3) 各教科・科目等の授業時数等【総則第2款3(3)】

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

イ 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

なお、上記1(3)イについて、本市では以下のとおり取り扱うこととする。
週当たりの授業時数が30単位時間を標準とされていることを踏まえ、生徒が個に応じた多様な学びを深める機会を選択できるようにする観点から、30単位を超えて設定する場合には、その必要性和効果を十分に検討すること。

ウ 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

オ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

カ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

キ 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

ク 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。

ケ 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

コ 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

なお、上記1(3)コについて、本市では以下のとおり取り扱うこととする。
「総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合」とは、以下の要

件を全て満たす場合とする。

- (7) 横断的・総合的な学習を行う観点から、数学的な見方・考え方及び理科の見方・考え方のみならず、他教科等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせる場面を確保する
- (イ) 自己の在り方生き方を考える時間を確保する
- (ウ) 実社会や実生活と自己とのかかわりから問いを見だし、課題を立てる
- (エ) 探究に協働的に取り組む場面を確保する

(4) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成【総則第2款3(4)】

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い【総則第2款3(5), (7)】

ア 学校においては、学習指導要領第2章（以下、「第2章」という。）以下に示されていない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示される内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修する全ての生徒に対して指導するものとして示されたものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示される教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

イ 第2章以下に示される各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

ウ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

エ 学校においては、特に必要がある場合には、学習指導要領第2章及び第3章に示される教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

(6) キャリア教育及び職業教育に関する配慮事項【総則第2款3(7)】

ア 学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設け

るとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

イ 普通科においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

ウ 工業に関する学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 工業に関する教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。

(イ) 生徒の実態を考慮し、工業に関する教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

エ 工業に関する教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(7) 学校段階等間の接続【総則第2款4】

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

ア 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。

イ 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにするなどの工夫を行うこと。

ウ 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

2 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定【総則第4款1】

(1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

3 単位の修得及び卒業の認定

(1) 卒業までに修得させる単位数【総則第4款2】

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(2) 各学年の課程の修了の認定【総則第4款3】

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

(3) 通級による指導における単位の修得の認定【総則第5款2(1)】

ア 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

4 中高一貫教育校について【総則第2款4、15文科初第1405号（平成16年3月31日）、23文科初第1042号（平成23年11月1日）】

中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

併設型中学校・高等学校における高等学校の教育課程については、基本的には、本編成要領が準用されるが、次のような教育課程の編成が可能である。

①中学校課程と高等学校課程の内容の一部入れ替え

②中学校課程の内容の一部の高等学校課程への移行

③高等学校課程の内容の一部の中学校課程への移行

また、併設型高等学校の普通科においては、学校設定教科・科目の修得単位数を、最大36単位まで卒業までに必要な修得単位数に含めることができる。

■表 1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

教科等	科目	標準単位数	必履修科目	教科等	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○	保健 体育	体育	7～8	○
	言語文化	2	○		保健	2	○
	論理国語	4		芸術	音楽Ⅰ	2	「音楽Ⅰ」
	文学国語	4			音楽Ⅱ	2	「美術Ⅰ」
	国語表現	4			音楽Ⅲ	2	「工芸Ⅰ」
	古典探究	4			美術Ⅰ	2	「書道Ⅰ」の
地理 歴史	地理総合	2	○		美術Ⅱ	2	うちから1 科目
	地理探究	3	○		美術Ⅲ	2	
	歴史総合	2		工芸Ⅰ	2		
	日本史探究	3		工芸Ⅱ	2		
	世界史探究	3		工芸Ⅲ	2		
公民	公共	2	○	書道Ⅰ	2		
	倫理	2		書道Ⅱ	2		
	政治・経済	2		書道Ⅲ	2		
数学	数学Ⅰ	3	○	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○
	数学Ⅱ	4			英語コミュニケーションⅡ	4	
	数学Ⅲ	3			英語コミュニケーションⅢ	4	
	数学A	2			論理・表現Ⅰ	2	
	数学B	2			論理・表現Ⅱ	2	
	数学C	2			論理・表現Ⅲ	2	
理科	科学と人間生活	2		「科学と人間生活」と「基礎」を付した科目を1科目,又は「基礎」を付した科目を3科目	家庭	家庭基礎	2
	物理基礎	2	家庭総合			4	
	物理	4	情報		情報Ⅰ	2	○
	化学基礎	2			情報Ⅱ	2	
	化学	4	理数		理数探究基礎	1	
	生物基礎	2			理数探究	2～5	
	生物	4	総合的な探究の時間			3～6	○
	地学基礎	2					
	地学	4					

■表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び本市が定める標準単位数

注 本表においては、「最低単位数～」という形式を用いて標準単位数を示すものとする。

教科	科目	標準単位数	科目	標準単位数	
工業 ※1	工業技術基礎	2～	建築構造設計	2～	
	課題研究	2～	建築施工	2～	
	実習	2～	建築法規	2～	
	製図	2～	設備計画	2～	
	工業情報数理	2～	空気調和設備	2～	
	工業材料技術	2～	衛生・防災設備	2～	
	工業技術英語	2～	測量	2～	
	工業管理技術	2～	土木基盤力学	2～	
	工業環境技術	2～	土木構造設計	2～	
	機械工作	2～	土木施工	2～	
	機械設計	2～	社会基盤工学	2～	
	原動機	2～	工業化学	2～	
	電子機械	2～	化学工学	2～	
	生産技術	2～	地球環境化学	2～	
	自動車工学	2～	材料製造技術	2～	
	自動車整備	2～	材料工学	2～	
	船舶工学	2～	材料加工	2～	
	電気回路	2～	セラミック化学	2～	
	電気機器	2～	セラミック技術	2～	
	電力技術	2～	セラミック工業	2～	
	電子技術	2～	繊維製品	2～	
	電子回路	2～	繊維・染色技術	2～	
	電子計測制御	2～	染織デザイン	2～	
	通信技術	2～	インテリア計画	2～	
	プログラミング技術	2～	インテリア装備	2～	
	ハードウェア技術	2～	インテリアエレメント生産	2～	
	ソフトウェア技術	2～	デザイン実践	2～	
	コンピュータシステム技術	2～	デザイン材料	2～	
	建築構造	2～	デザイン史	2～	
	建築計画	2～			
	商業	ビジネス基礎	2～	ビジネス法規	2～
		ビジネス・コミュニケーション	2～	簿記	2～
マーケティング		2～	原価計算	2～	
商品開発と流通		2～	情報処理	2～	
観光ビジネス		2～			
家庭	保育基礎	2～	フードデザイン	2～	
	服飾手芸	2～			

教科	科目	標準単位数	科目	標準単位数
情報	情報産業と社会	2～	ネットワークシステム	2～
	課題研究	2～	データベース	2～
	情報の表現と管理	2～	情報デザイン	2～
	情報テクノロジー	2～	コンテンツの制作と発信	2～
	情報セキュリティ	2～	メディアとサービス	2～
	情報システムのプログラミング	2～	情報実習	2～
音楽 ※2	音楽理論	2～	声楽	3～
	音楽史	2～	器楽	3～
	演奏研究	1～	作曲	3～
	ソルフェージュ	4～	鑑賞研究	1～
美術 ※3	美術概論	1～	彫刻	2～
	美術史	1～	ビジュアルデザイン	2～
	鑑賞研究	1～	クラフトデザイン	2～
	素描	2～	情報メディアデザイン	2～
	構成	2～	映像表現	2～
	絵画	2～	環境造形	2～
	版画	2～		

※1 工業に関する各学科においては、「工業技術基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

※2 音楽に関する各学科においては、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2),「音楽史」,「演奏研究」,「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)を,原則として全ての生徒に履修させること。

※3 美術に関する各学科においては、「美術概論」,「美術史」,「鑑賞研究」,「素描」及び「構成」を,原則として全ての生徒に履修させること。

第4 教育課程の編成に係る手続きについて

1 教育課程の編成に係る届出事項

次の表に掲げる措置をとる場合については、学校長の裁量で行うことができるが、教育課程の提出時に京都市教育委員会に届け出るものとする。

	区分	内容
ア	専門学科において、学習指導要領第1章第2款3(2)イ(ア)、但し書き後段の定めによる措置をとる場合	* 普通教科・科目による専門教科・科目の代替
イ	専門学科において、学習指導要領第1章第2款3(2)イ(イ)の定めによる措置をとる場合	* 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替
ウ	学習指導要領第1章第4款1(3)の定めにより、単位の修得の認定を学期区分ごとに行う場合	* 単位修得の学期の区分ごとの認定

2 教育課程の編成に係る事前協議事項

次の表に掲げる措置をとる場合については、あらかじめ京都市教育委員会と協議するものとする。

	区分	内容
ア	表1に掲げる各教科・科目の標準単位数の一部を減じる場合	
イ	表2の各教科・科目の標準単位数の欄に掲げる最低単位数を減じる場合	
ウ	表1及び表2に掲げる教科以外の教科・科目を新たに設置する場合	
エ	学校設定教科・科目を新たに設置する場合	
オ	学科・コース等を新設又は廃止する場合	
カ	全日制の課程において、週当たりの授業時数を30単位時間としない場合、又は、定時制の課程において修業年限を3年とするなどの理由により週当たりの授業時数を改める場合	
キ	職業に関する各教科・科目において、学習指導要領第1章第2款3(7)ア及びエの定めによる措置をとる場合	* 就業体験の機会の確保 * 就業体験による実習の代替 * 定時制課程における実務等による職業科目履修の代替
ク	学校教育法施行規則第97条の定めによる措置をとる場合	* 学校間連携による単位認定
ケ	学校教育法施行規則第98条の1、2、3の定めによる措置をとる場合	* 学校外における学修の単位認定 * 技能審査の成果の単位認定 * ボランティア活動等の単位認定

コ	学校教育法施行規則第100条の1の定めによる措置をとる場合	* 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定
サ	その他、本編成要領に定めのない事項を含む教育課程を編成する場合	
シ	前各項に定めるもののほか、京都市教育委員会が特に必要と認める場合	

附則

この編成要領は、令和4年4月1日から実施し、令和4年4月1日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程の編成、実施及び全課程の修了の認定から適用する。

学習指導要領の一部改訂や、これまで京都市になかった学科の開設等により、本編成要領に定めのない事態が生じたときは、別途指示する。

[参考]

本編成要領が適用されるまでの間における移行措置

平成31（令和元）年度からの移行措置の内容

1 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き，新高等学校学習指導要領による（平成31年4月1日から）。

2 各教科等

(1) 総合的な探究の時間及び特別活動

- ・従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め，新学習指導要領による（平成31年度入学生（新1年生）から）。
- ・特別活動は新高等学校学習指導要領による（平成31年4月1日から）。

(2) 指導内容の変更などにより特例を定める教科

- ・地理歴史，公民は新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する（平成31年4月1日から）。
- ・家庭は新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する（平成30年度入学生（新1・2年生）から）。

(3) 新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

- ・保健体育，芸術，福祉，体育，音楽，美術は新高等学校学習指導要領によることができる（平成31年4月1日から）。

※ 詳細については，平成30年12月19日付けY904B10文書「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置及び移行期間中の市立高校における学習指導等について（通知）」を参照すること。

